

## 法曹人口政策の早期見直しを求める意見書（案）

政府は、平成14年に、「司法制度改革推進計画」を閣議決定し、今後、法曹に対する需要が増大するとの予測のもと、司法試験合格者をそれまでの年間1,000人程度から、年間3,000人程度とする法曹人口の大幅な増加策に取り組み、この施策を受けて74校の法科大学院が設立されました。

しかし、予測に反し、法曹需要が増大しない状況のもと、平成27年には、法曹人口が平成14年に比較して2倍近くにまで増大された結果、司法修習生の就職難、将来不安、法科大学院修了を受験資格要件とすることによる経済的、時間的負担等から法曹志願者の減少が顕著になっています。

これを受け政府は平成27年6月、当初の年間合格者数の目標を撤回し、当面年間1,500人程度とする政策変更をしているものの、その後も法曹志願者数の減少は続き、平成30年度の法科大学院入学者数はピーク時である平成16年度の約3割の1,621人にまで落ち込み、司法試験受験者数はピーク時の1割強の5,238人にまで激減し、その間、法科大学院もその半数以上に当たる38校が廃止ないし募集停止となっています。

ここまで法曹志願者数が減少すると、今後、法曹の大半を占める弁護士の質の低下がより一層懸念されます。

すなわち、志願者数が減っている中で、平成27年6月の政府決定に従い合格者数を年間1,500人程度以上とすることのみが目的化すれば、司法試験合格者における平均的な質の低下により、司法試験に要請される選抜機能が大きく損なわれ、合格者の質が制度的に担保できない事態が懸念されます。

よって、国においては、住民に対する質の高い法的サービスを担保するため、司法試験合格者数を適正な数に減少するなど法曹界の健全性を担保するための対策を早期に行うよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月25日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛  
法務大臣  
文部科学大臣

長野市議会議長 小林 治 晴